

有機溶剤健康診断 健診項目

法令で定められた有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

[必ず実施すべき項目]

- ①業務の経歴の調査
- ②
 - ・有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 - ・有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
 - ・有機溶剤による⑤～⑧及び⑩～⑬に掲げる異常所見の既往の有無の調査
 - ・④の既往の検査結果の調査
- ③自覚症状または他覚症状の有無の検査
- ④尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査
- ⑤尿中の蛋白の有無の検査
- ⑥肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- ⑦貧血検査(赤血球数、血色素量)
- ⑧眼底検査

※このうち④及び⑥～⑧は、次の表に示した有機溶剤に限る。

[医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目]

- ⑨作業条件の調査
- ⑩貧血検査
- ⑪肝機能検査
- ⑫腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑬神経内科学的検査

有機溶剤で実施しなければならない肝機能検査、貧血検査、眼底検査

有機溶剤の種類	検査項目			
	代謝物	肝機能	貧血	眼底
キシレン、トルエン、1, 1, 1-トリクロロエタン ノルマルヘキサン	○			
N, N-ジメチルホルムアミド	○	○		
クロロベンゼン、 オルト-ジクロロベンゼン、 1, 2-ジクロロエチレン、 クレゾール		○		
エチレングリコールモノエチルエーテル、 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、 エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

有機溶剤 代謝物の項目検査(生物学的モニタリング)

対象物質名	検査項目
キシレン	尿中メチル馬尿酸
N, N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
1, 1, 1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸 尿中総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2, 5-ヘキサンジオン